

## 逐条解説

# いわき市都市機能誘導施設等整備促進事業補助金交付要綱

令和3年10月1日作成

令和5年3月8日最終改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の日常生活に必要な施設や地域の活性化を図り、人口減少下においても持続可能な都市運営の実現に寄与するため、都市の居住者等の共同の福祉又は利便のために必要な施設を整備する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- ✓ 本条は、当該補助金の目的を明らかにするものです。
- 本市では、令和元年10月に立地適正化計画を策定し、人口減少下においても持続可能な都市運営を実現するため、都市機能の誘導・維持並びに居住の誘導を図ることとしており、その施策の一つとして、都市機能誘導施設等を整備する事業者（市民の日常サービス等を提供する事業者）に対し、支援を行うものです。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成された「いわき市立地適正化計画（次号において「計画」という。）」において定められた「都市機能誘導区域」をいう。
- (2) 都市機能誘導施設等 計画において定められた誘導施設及び20戸以上の共同住宅をいう。
- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号、同条第14号及び同条第15号に規定する新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをいう。

- ✓ 本条は、本要綱で使用する用語の定義を明らかにするものです。
- 第1号について、都市機能誘導区域は市立地適正化計画において定められた区域としています。
- 第2号について、都市機能誘導施設等は市立地適正化計画において定められた誘導施設（都市機能誘導施設）と20戸以上の共同住宅としています。市立地適正化計画は都市機能と居住の立地の適正化を図る計画であり、人口密度の維持に貢献し高度利用を図る共同住宅も補助の対象としています。
- なお、社会情勢等の変化に伴い、都市機能誘導区域及び都市機能誘導施設は変更される場合があります、補助金交付申請の時点において適合している必要があります。
- 第3号について、本要綱に記載の建築は、建築基準法に規定する工事種別（新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え）としています。そのため、単なるリフォームや設備の更新等は該当しません。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 都市機能誘導施設等を建築し、かつ、都市機能誘導施設等として利用する事業者

イ 建築物を取得し、かつ、用途変更により都市機能誘導施設等として利用する事業者

ウ 建築物を建築する者であって、当該建築物について都市機能誘導施設等として利用する事業者と賃貸借契約等を締結し、賃貸するもの

(2) 都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定審査会設置要領に基づく審査会（以下「事業者選定審査会」という。）において、補助対象候補者として承認を受けた者であること。

(3) 市税等を完納していること。

(4) 暴力団関係者（いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号の暴力団員及び同条第7号の社会的非難者をいう。）でないこと。

✓ 本条は、補助金の交付対象者の条件について定めるものです。

➤ 第1号について、補助対象者は都市機能誘導施設等を整備する事業者（日常サービス及び居住を提供する事業者）である必要があります。該当する事業者は次の3通りとしています。なお、ここでいう「建築を行う者」とは「建築主」であり、建設業者や工務店を営む者ではありません。

① 都市機能等を業とする事業者＝建築を行う者（建物所有者）

② 都市機能等を業とする事業者＝用途変更を行う者（建物取得者かつ建物所有者）

③ 貸事務所業者＝建築を行う者（建物所有者かつ都市機能等を業とする事業者と契約関係にある者）

➤ 第2号について、補助対象者は補助対象候補者として市（いわき市都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定審査会）の承認を得ている必要があります。

ます。審査会の審査内容については、別添の「補助対象施設の審査に関する要領の解説」を参照してください。

- ▶ 第3号について、補助対象者は受益と負担の観点から市税等を完納している必要があります。補助金交付申請の際には、国税、県税、市税の納税証明書の添付が必要となります。
- ▶ 第4号について、補助対象者は暴力団関係者であってはなりません。補助金交付申請の際には、暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書の添付が必要となります。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、都市機能誘導施設等（この要綱に基づく補助金が交付された都市機能誘導施設等を除く）とする。

2 都市機能誘導施設等を建築する建設工事の請負業者又は都市機能誘導施設等へ用途変更する建設工事の請負業者は、市内に本社を置く建設事業者又は市内に本社を置く建設事業者をJV（共同企業体）の構成員として一以上構成するものとする。

3 都市機能誘導施設等のうち、子育て機能（幼稚園、保育所及び認定こども園）については、都市機能誘導施設等の業務施設又は共同住宅との複合施設の建築を行う場合にのみ補助対象施設とする。

✓ 本条は、補助金の交付対象となる施設の条件について定めるものです。

➤ 第1項では、補助対象施設は過去に一度も本制度が活用されていない施設（都市機能誘導施設等）としています。本制度を活用した事業者には長期に安定したサービスの提供（運営）が求められていることから、同一施設に対する補助制度の活用は一度限り（異なる用途への変更についても補助の再活用は不可）となります。

➤ ただし、建築物の耐用年数が超過し、かつ建築物を除却した上で、同一敷地に建替える（新築又は改築する）場合については、同一施設とはみなさずに、事業者の如何によらず再度の補助制度の活用を可能として取り扱うこととします。

➤ 除却する施設の耐用年数は法定耐用年数に限りませんが、どのような判断のもと建築物を除却し当該補助を活用するのかについて、事前協議の際に説明が必要となります。なお、財産処分の制限を受ける期間は10年間としています。

参考

法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数
物理的耐用年数	建築躯体や構成材が物理的又は科学的原因により劣化し限界性能を下回る年数
経済的耐用年数	継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回る年数
機能的耐用年数	使用目的が当初の計画から変わったり、建築技術の革新や社会的要求が向上して陳腐化する年数

- また、都市機能誘導施設等のうち、個店又はチャレンジ店舗については、日常生活に必要なサービスを提供し、賑わい創出を目的に新規創業や事業再構築を行う者の店舗、又はこれらの者を支援する貸店舗であって、かつその店舗は一の建築物又は一の敷地に3以上の店舗を有していなければなりません。ただし、3以上の新規創業者又は事業再構築者が共同で、一体的な設計のもと一団の土地（隣接する土地・道路向かいの土地）に同時に建築する場合については、複数の敷地でも対象となります。

※ 3以上の店舗とは、下記の①～③の店舗を合計3以上組み合わせたものの。

- ① 新規に創業するものが営む個店
- ② 事業再構築を行うものが営む個店
- ③ 新規創業者又は事業再構築者が入居する貸店舗

※ 事業再構築とは、新分野への挑戦や業態の変更、規模の拡大による事業の再構築、公共事業等による移転を指します。

※ 新規創業者が入居する貸店舗にあたっては、お試し期間での入居や賃借料の優遇を受けることができるようにしてください。

※ 賑わい創出を目的とする日常生活に必要なサービスを提供する店舗とは、主に小売業又は飲食サービス業に属する事業を営む店舗を指します。その他の業種も含め、具体的に施設整備を計画するにあたっては、事前に市役所の担当部署との相談が必要となります。（個店又はチャレンジ店舗を形成する3以上の店舗のうち、小売業又は飲食サービス業に属する事業を営む店舗については、2以上を有することを標準とします。）

- 第2項では、施設の建築又は用途変更する建設工事の請負業者を規定しており、本体工事の元請業者が、市内に本社を置く建設事業者の単体又はJVである必要があります。
- 第3項では、子育て機能（幼稚園、保育所及び認定こども園）は、当該施設機能との親和性から、都市機能誘導施設等の業務施設又は共同住宅との複合施設の建築を行う場合のみ補助が活用可能であるとしています。子育て機能の建築に係る経費を補助対象経費に算入することは可能ですが、補助金の額

の限度は、都市機能の用途の数に左右されません。補助金の額の取り扱いについては第5条を参照してください。

- また、子育て機能の施設整備を計画するにあたっては、事前に市役所の担当部署との相談が必要となります。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、都市機能誘導施設等の建築に係る工事請負額及び都市機能誘導施設等の取得に係る売買契約額の合計額（以下「補助対象経費」という。）に3分の1を乗じた金額とし、補助対象施設の都市機能誘導区域内への新規立地にあつては100,000,000円、都市機能誘導区域内における維持及び更新又は区域内間での移転にあつては、50,000,000円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助対象施設を建築するために施設を除却する場合は、当該除却に係る工事請負額を前項の補助対象経費に加算できるものとする。

3 補助対象経費についてその補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等（市の補助金等に限る。）を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、補助対象経費から除くものとする。

- ✓ 本条は、補助金の額を算出するにあたり、補助の対象経費、補助率、限度額等について定めるものです。
- 第1項では、まず、補助の対象経費は(1)都市機能誘導施設等の建築に係る工事請負額と(2)都市機能誘導施設等の取得に係る売買契約額と規定しています。
- 工事の補助対象経費は、本要綱第2条第3号で規定する建築の工事に関連する下記①～⑥の費用を合計した額とします。
  - ① 専有部整備費 都市機能誘導施設等（供用部を除く）の専有部の整備に要する費用をいう。
  - ② 供用部整備費 玄関や廊下、階段、エレベーター、ホールの整備に要する費用をいう。（費用の算定は、p.8を参照）
  - ③ 供給処理施設整備費 給水施設、排水施設、電気施設、ガス供給施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設、熱供給施設の整備に要する費用（①②と一体的な工事に限る）をいう。（費用の算定は、p.9を参照）
  - ④ 供用駐車場整備費 都市機能誘導施設等（サービス付き高齢者向け住宅、業務施設、共同住宅を除く）の共用駐車場の整備に要する費用をいう。

⑤ その他の施設整備費 都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定審査会の審査に関する要領第2条第4号（防災・減災対策）及び5号（周辺交通への配慮）並びに7号（パブリックスペースの設置）の整備に要する費用をいう。

⑥ 除却費 都市機能誘導施設等を建築するため、敷地に存する建築物や工作物等の除却（撤去及び処分）に要する費用をいう。

※ 事業計画書2資金内訳において、上記①～③は建築費、④は外構工事費、⑤は建築又は外構工事費、⑥は除却費に記載する。

※ 調査設計費、外構工事費、用地費、整地費は補助対象外経費とする。

➤ 次に、取得の補助対象経費については、上記①～④の「整備」を「取得」に読み替えるものとし、上記①～⑤を合計した額とします。本要綱第2条第3号で規定している建築には該当しない用途変更の工事については、補助対象ではありません。

➤ 事前協議及び補助金交付申請の際に提出する工事見積書、工事請負契約書、売買契約書について、様式は任意としますが、上記①～⑥に関する数量、単価、金額を示す必要があります。なお、単価は実勢価格に基づく必要があります。

➤ 建築物の一部が補助対象となる場合にあっての建築及び取得に係る経費については、下記の手順で算定することを基本とし、事前協議及び補助金交付申請の際に算定書を提出する必要があります。ただし、別に積算が可能なものにあつてはこの限りではありません。

1. 専有部及び共用部（玄関や廊下、階段やエレベーター等）の面積を各階平面図によりそれぞれ確認する。

2. 建築物の総面積から専有部全体の面積を引いて、共用部全体を確定する。

3. 面積比按分により、補助対象に含める共用部の面積を算定する。

4. 補助対象となる都市機能等を有する専有部の面積に、3.で算定した共用部の面積を足して補助対象面積を確定する。

5. 面積比按分により、建築物の建築及び取得に係る補助対象経費を算定する。

※ 小数点以下第二位で計算し、補助対象面積は小数点以下第一位を四捨五入し確定する。

- ▶ 同一用途の補助対象施設等を複数建築する場合については、社会通念に照らして一体性があると認められる施設群については、一つの補助対象施設として取り扱うこととします。

例 1) 一団の土地に、複数の商業棟を建築する場合

例 2) 一団の土地に、20戸以上の共同住宅を複数建築する場合

※ 一団の土地とは、主体の同一性、物理的同一性、計画的同一性の3つの要件を全て満たす場合をいう。

- ▶ また、補助対象となる都市機能等の用途を複数有する一つの建築物を建築する場合については、それぞれの建築に係る費用を補助対象経費に算入することは可能ですが、補助金の額の限度は、都市機能の用途の数に左右されません。
- ▶ 補助金の額の限度は、都市機能誘導区域内への新規立地の場合は1億円、都市機能誘導区域内における維持及び更新又は区域内から区域内への移転\*の場合は、5千万円となります。※例えば、小名浜地区の都市機能誘導区域内から、平地区の都市機能誘導区域内への施設の移転。
- ▶ 第2項では、補助対象施設を建築するにあたって、当該敷地に既存の施設があり、それを除却する場合については、その除却に係る工事請負額を補助対象経費に加算できるとしています。上記⑥を参照してください。
- ▶ 第3項では、他の補助金等の併用について規定しています。市が交付する他の補助金等については、本要綱に基づく補助対象経費にあてることができません。ただし、補助対象外の経費（例えば用地費や整地費等）にあてて併用することは可能としていますが、他の補助均等の規定において制限がない場合に限られます。詳細については、併用を検討している補助均等の制度内容に関する資料を持参し相談ください。
- ▶ 国及び県の補助金等については、国及び県の補助金等の規定において制限がない場合に限り、補助対象経費に対し併用することは可能ですが、本要綱の補助とあわせた補助率が2/3を超えることは出来ません（事業者は補助対象経費の1/3以上は負担することとなります）。

(事前協議書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象施設の工事着手又は取得日の6箇月前までに、事前協議書(第1号様式)のほか、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要説明書及び理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 法人登記事項証明書(個人事業者の場合は営業証明書)
- (4) 位置図(敷地や周辺の状態を表示した図面)
- (5) 配置図(敷地内の建築物の位置を表示した図面)
- (6) 立面図及び各階平面図
- (7) 工事見積書
- (8) 決算書(事前協議書を提出する年度の前期とする。)
- (9) その他市長が特に必要と認める書類

- ✓ 本条は、事前協議書の提出の時期及び、提出書類について定めるものです。
- 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象施設の工事着手(現地の工事着工)又は取得日(契約予定日)の6箇月前までに、所定の事前協議書を提出する必要があります。なお、事前協議書の提出までには多くの確認が必要となるため、概ね一年前からの事前相談が必要です。
- 第1号について、事業概要説明書及び理由書の様式は任意とし、事業の目的や効果、コンセプトといった内容と、当該補助金を活用する理由(背景)を分かりやすく記載したものを添付してください。
- 第2号について、事業計画書は本要綱で定める様式に必要な事項を記載し添付してください。なお、都市機能誘導施設等の整備による効果については、別添の「補助対象施設の審査に関する要領の解説」を参照してください。
- 第3号について、法人の方は法務局発行の法人登記事項証明書、個人事業者の方は市発行の営業証明書を添付してください。
- 第4号について、敷地や周辺の状態を示す位置図を添付してください。市ホームページでは、市立地適正化計画の都市機能誘導区域の詳細図を公表しており、その図面を用いて作成することが可能です。

- 第5号について、配置図は敷地内の建築物の位置を示す、建築確認申請等に用いる予定の図面を添付してください。
- 第6号について、立面図及び各階平面図は建築確認申請等に用いる予定の図面を添付してください。
- 第7号について、工事見積書の様式は任意としますが、全ての補助対象経費に関する数量、単価、金額が分かるものである必要があります。なお、単価は実勢価格に基づく必要があります。
- 第8号について、前年度の決算書を添付してください。起業等により、前年度の決算書がない場合にあつては、事業全体を示す事業計画書を添付してください。
- 第9号については、事前協議にあたって、担当窓口の指示に基づき第1～9号以外に必要な書類を添付してください。

例1) 大規模の修繕又は大規模の模様替えに該当するが、確認申請不要となる場合の証明（申出書）

例2) 工程表（設計から建物登記完了までを示すもの）

例3) 補助対象の建築（建築基準法で規定する新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え）であることが確認できる書類

例4) 建築及び取得に係る補助対象経費算定書（一つの建築物の中に、補助対象と補助対象外の施設がある場合）

例5) 都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定審査会の審査に関する要領第2条の適合状況が確認できる書類

例6) 土地所有者の同意書（建築主と土地所有者が異なる場合）

例7) 企業及び創業にあつての事業計画書

例8) 都市機能等を業とする事業者と契約関係にある書類（申請者が貸事務所業者の場合）

例9) 事業計画の概要及びPRポイントを説明する動画（事業者選定審査会における審査に使用するものであり、動画時間は10分程度）

(事業者選定審査会の開催及び結果の通知)

第7条 市長は、前条の事前協議書を受理した場合は、受理後3箇月以内に事業者選定審査会を開催し、審査の上、結果を通知するものとする。

- ✓ 本条は、事前協議書受理後の事業者選定審査会の開催の時期及び、審査結果の通知について定めるものです。
- 補助金の交付を受けようとする者（第3条第1号に該当する者）からの事前協議を受理した市は、受理日から3ヶ月以内に事業者選定審査会を開催し、事前協議書や添付書類、企業信用調査結果などに基づき、補助対象候補者の承認について審査します。
- その後、市は事前協議の申請者に対し、事業者選定審査会結果通知書（都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定審査会設置要領第7条関連）により、審査結果をすみやかに通知します。なお、当該通知は補助対象候補者としての審査結果を通知するものであり、補助金の交付及びその額を承認・決定するものではありません。補助金の交付予定額については予算が成立した後に、別途担当者からお知らせすることになります。

(申請書の提出期日等)

第8条 規則第4条第1項に規定する期日は、工事完了の日から起算して30日を経過した日又は工事完了の日の属する年度の末日とする。ただし、これらの期限内に提出できない特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書(実績)(第2号様式)とする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人登記事項証明書(個人事業者の場合は営業証明書)

(2) 位置図(敷地や周辺の状況を表示した図面)

(3) 配置図(敷地内の建築物の位置を表示した図面)

(4) 立面図及び各階平面図

(5) 工事完了写真

(6) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

(7) 都市機能誘導施設等の建築又は用途変更が完了していることを明らかにする書類

(8) 土地及び建物の登記事項証明書

(9) 市税等を滞納していないことを明らかにする書類

(10) その他市長が特に必要と認める書類

4 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

✓ 本条は、補助金等の交付の申請について定めるものです。

➤ 第1項では、補助金等交付申請書の提出期限を規定しています。補助対象者は、工事が完了した30日以内に申請する必要があります。また、工事完了年度が年度末に近い場合には、年度末までの申請となります。年度を越えての申請は出来ません(補助金は交付されません)ので、計画的に申請する必要があります。ただし、これらの期限内に提出できない特別な理由があり、かつ市予算の繰越等が承認された場合にあっては、この限りではありません。

➤ 補助金の交付申請書類は、市補助金等交付規則第4条第1項で定める補助金等交付申請書に、本条第2項で定める事業計画書(実績)及び本条第3項の各号に定める書類を添付する必要があります。

- 第2項では、市補助金等交付規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、本要綱に記載する事業計画書（実績）に読み替えるものです。
- 第3項の第1号について、法人の方は法務局発行の法人登記事項証明書、個人事業者の方は市発行の営業証明書を添付してください。
- 第2号について、敷地や周辺の状態を示す位置図を添付してください。
- 第3号について、配置図は完了検査等に用いた図面を添付してください。
- 第4号について、立面図及び各階平面図は完了検査等に用いた図面を添付してください。
- 第5号について、工事完了写真を添付してください。特に、第5条第1項で定める補助対象経費に計上した工事について、確認が出来ない場合は補助金が交付されない場合があります。
- 第6号について、工事請負契約書又は売買契約書の写しを添付してください。また、補助対象経費に関する数量、金額が分からない場合は、これらが分かる内訳書を添付する必要があります。
- 第7号について、都市機能誘導施設等の建築又は用途変更が完了していることを明らかにする以下の書類を添付してください。
  - ① 建築確認申請が必要な建築行為については、特定行政庁又は指定確認審査機関が交付した検査済証の写し
  - ② 建築確認申請が必要な用途変更については、届出済みの工事完了届の写し及び特定行政庁又は指定確認審査機関が交付した確認済証の写し
  - ③ すべての建築又は用途変更において、建設工事の請負業者から引き渡しを受けたことを証する書類（竣工引受書）

法令	対象建築物					建築確認申請が必要な工事種別 ※下線太字が補助対象工事	
	用途・構造	面積	階数	高さ	軒高		
法6条1項	1号	特殊建築物	200㎡超	-	-	-	新築、 <u>増築</u> 、 <u>改築</u> 、移転、 <u>大規模の修繕</u> 、 <u>大規模の模様替え</u> 、特殊建築物への用途変更
	2号	木造	いずれかに該当				新築、 <u>増築</u> 、 <u>改築</u> 、移転、 <u>大規模の修繕</u> 、 <u>大規模の模様替え</u>
			500㎡超	3階以上	13m超	9m超	
	3号	木造以外	いずれかに該当				新築、 <u>増築</u> 、 <u>改築</u> 、移転、 <u>大規模の修繕</u> 、 <u>大規模の模様替え</u>
	200㎡超		2階以上	-	-		
4号	都市計画区域内のすべての建築物					新築、 <u>増築</u> 、 <u>改築</u> 、移転	

- 第8号について、土地及び建物の登記事項証明書を添付してください。補助金の交付申請は工事完了から30日以内のため、計画的に手続きを進めてください。
- 第9号について、国税、県税、市税の納税証明書を添付してください。
- 第10号について、補助金の交付申請にあたって、担当窓口の指示に基づき第1～9号以外に必要な書類を添付してください。
  - 例1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
  - 例2) 全ての補助対象経費に関する数量、金額を示した内訳書
  - 例3) 建築及び取得に係る補助対象経費算定書
  - 例4) 土地所有者の同意書（建築主と土地所有者が異なる場合）
- 第4項では、市補助金等交付規則第4条第1項第2号及び3号に掲げる収支予算書、前年度決算書の添付は省略するとしています。

(着手届及び完了届)

第9条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び完了届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(補助金の交付の決定)

第10条 補助金の交付の決定は、補助金等交付申請書を受理した日から起算して1年以内に補助金等確定通知書により通知を行うものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 本事業により整備等を行った都市機能誘導施設等が、規則第17条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

- 本条は、財産の処分の制限について定めるものです。
- ✓ 補助金等交付規則第17条により、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。目的に反して上記行為を行った場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることとなります。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。